

【事案Ⅱ-11】治療共済金請求

・ 平成 26 年 5 月 20 日 和解解決

<事案の概要>

毛布を払ったことによって肩腱板断裂が起きたとして共済金を請求したところ、共済団体が災害が直接の原因ではないことを理由に傷害共済金支払対象外としたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、申立人に対し傷害共済契約に基づく治療共済金 105,000 円（部位・症状別治療共済金額 3,000 円×当傷病に該当する部位・症状別支払倍率 35 倍）を支払え、との判断を求める。

- (1) 診断書の傷病名欄「左肩腱板断裂」、原因欄「毛布を払ったあとより」と記載があるにも関わらず、共済団体は、当傷病の直接原因を「疾病により生じた症状」と判断し「加齢や体質的な事による断裂の為、毛布を払っただけでは肩腱板断裂はあり得ない。外的要因が無いので支払対象にならない。」の一点張りだった。
- (2) 申立人が整形外科の肩専門の医師と面談し「毛布を払って切れる可能性を否定できない」との見解を得たにも関わらず、共済団体は「毛布を払う行為は日常動作のため、共済金対象とはならない」と強弁する。
- (3) 本件共済契約には 30 年程継続加入しているが、「ケガをしたらおける共済」程度の説明で、約款・事業規約の説明がなく、その後の仕組改訂の説明もなかった。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 「左肩腱板断裂」は、本件傷害共済契約における共済金支払事由に該当しない。約款・事業規約第 4 条にて、共済金支払事由として「災害を直接の原因として入通院をした場合」と定めており、同第 1 条にて「災害」の定義を「急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ別表 5（対象となる事故）の事故による被害」と定め、さらに「(注) 疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が憎悪した場合は、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故から除きます。」と定めている。
- (2) 申立人は「毛布を払ったこと」を傷病の直接的な原因と主張するが、診断書作成医師の意見書によれば「腱板の変形や加齢現象によるものの要素があったことは否定できないため、腱の変性などを有するところに外力が加わり、症状発現した

ものと考えます」と述べられており、申立人の傷害は疾病が要因との判断がなされている。

また、診断書によると申立人は既往症として左膝靭帯断裂、変形性膝関節症が認められ、体の関節部位について傷病を発症しやすい体質であったことが認められる。

(3) 本件傷害共済契約についての説明義務違反の主張に対しては、共済団体は説明義務を尽くしている。

- ・ 初回契約は30年前なので、契約締結に際する具体的やりとりは不明であるが、自動継続契約であり、契約終了日の2か月前に共済団体から傷害共済に関するチラシを配布し、共済契約の継続を促している。非継続の申出がなければ次年度自動継続になる旨記載した「傷害共済期間満了・共済掛金払込案内書」が申立人宅に送付されるが、これらの書類には継続時の注意、非継続とする際の注意が記載されている。
- ・ 現存する平成10年5月の共済契約申込書には、申立人の署名・押印がなされており、本件契約の自動継続にあたっては、被申立人からの契約に関する注意事項等をよく読んだうえで納得して契約いただいていると考える。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議をすすめ、当事者双方に和解案を提示したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。